

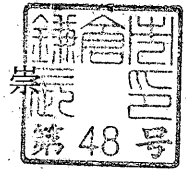
鎌倉市告示第 117 号

会計管理者の事務の一部を現金分任出納員への委任について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 171 条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち、別表左欄に掲げるものについては、当該右欄に掲げる課等の現金分任出納員に委任させたので、同法第 171 条第 4 項の規定により告示する。

令和 6 年（2024 年）9 月 3 日

鎌倉市長 松尾



別表

委任の対象となった事務	委任を受けた者
老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）に基づく老人措置費負担金に係る事務	健康福祉部高齢者いきいき課 現金分任出納員 植草 未潮